

沖スポ協発第 138 号
令和 3 年 6 月 1 日

市町村スポーツ少年団 御 中

公益財団法人沖縄県スポーツ協会
理事長 瑞慶覧 長行
(公 印 省 略)
沖縄県スポーツ少年団
本部長 真栄城 勉
(公 印 省 略)

「特措法に基づく緊急事態宣言措置に係る沖縄県対処方針」への協力要請について（依頼）

平素より、本県スポーツの振興と本会諸事業につきましては、格別なご理解とご協力を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、みだしのことについて、別添（写）の通り沖縄県文化観光スポーツ部スポーツ振興課長より協力要請がございます。緊急事態宣言下における部活動については、沖縄県教育庁より県立学校長、各市町村教育委員会教育長及び各教育事務所長に対して別紙の通り通知がございますので、貴市町村スポーツ少年団活動においても、当該通知ならびに貴市町村教育委員会の方針を遵守いただきますようお願いいたします。

つきましては、貴団関係者および単位団へ周知・注意喚起くださいますようお願い申し上げます。

連絡先

公益財団法人沖縄県スポーツ協会

沖縄県スポーツ少年団 担当：定歳

TEL:098-857-0017 FAX : 098-857-0085

E-mail: okisuposho@friend.con.ne.jp



写

文ス第 91 号
令和3年5月21日

(公財) 沖縄県スポーツ協会 御中

文化観光スポーツ部
スポーツ振興課
課長 高宮城 邦子
(公印省略)

「特措法に基づく緊急事態宣言措置に係る沖縄県対処方針」への協力要請について

みだしのことについて、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和3年5月23日から同年6月20日まで緊急事態宣言が発出されることに伴い、県立学校長、各市町村教育委員会教育長及び各教育事務所長に対し、別紙のとおり部活動の制限に関する通知が出ておりますので送付いたします。

つきましては、当該通知を考慮し、スポーツ少年団にご周知いただき、注意喚起をお願いいたします。

添付書類等

- ・令和3年5月24日付け教保第368号「新型コロナウイルス緊急事態宣言下における部活動について（依頼）」
- ・別紙「新型コロナウイルス緊急事態宣言下における部活動実施に係る感染症の考え方」
- ・令和3年5月24日付け教保第368号「新型コロナウイルス緊急事態宣言下における部活動について（依頼）」